絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定国際種事業」を「及び特定国際種事業等」に、「特定国際種事業の規制（」を「特定国際種事業等の規制（」に、「第三十三条の五」を「第三十三条の二十二」に、「第三十三条の六―第三十三条の十五」を「第三十三条の二十三―第三十三条の三十三」に、「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条の三）　第五章　認定希少種保全動植物園等（第四十八条の四―第四十八条の十一）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合

第十条第一項中「国内希少野生動植物種等」の下に「（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）」を加え、同条第四項第二号及び第十項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十一条の見出し中「捕獲等許可者に対する」を「捕獲等の規制に係る」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十二条第一項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

第十二条第一項第四号中「第九条第二号に規定する」を「第九条第三号に掲げる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等（第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。）を、同項に規定する特別国際種事業（第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。）として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第六号又は第七号」を「前項第八号又は第九号」に改める。

第十三条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条の見出し中「譲渡し等許可者に対する」を「譲渡し等の規制に係る」に改め、同条中「執る」を「とる」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十五条並びに第十六条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十七条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合